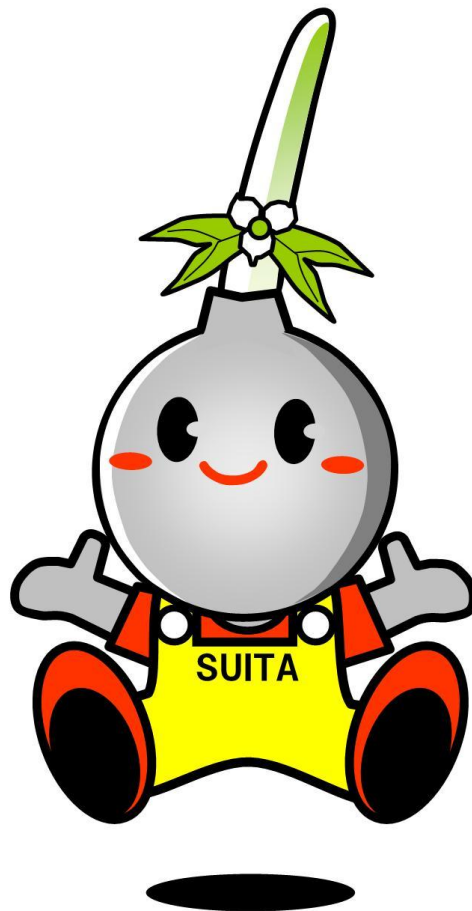


施設等利用費請求に係る 事務の手引き

認可外保育施設（ベビーシッター含む）

一時預かり事業 病児保育事業

ファミリー・サポート・センター事業



【お問合せ先】

吹田市児童部保育幼稚園室 経理グループ 利用費担当

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

（吹田市役所低層棟2階217番窓口）

TEL：06-6155-5486（直通） FAX：06-6384-2105

E-mail：hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp

はじめに

令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供たちの利用料が無料になりました。

しかし、利用する施設やサービス、子どもの年齢、保護者の世帯状況等によって、無償化の内容が異なります。

本書では、認可外保育施設（ベビーシッター含む）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業に関する無償化の内容をまとめています。施設運営及び事業の実施にあたり、ご一読いただきますようお願いいたします。

目次

	ページ
1 令和8年度からの変更点	・・・ 3
2 制度概要	・・・ 3
(1) 対象者	・・・ 3
(2) 無償化対象施設・事業	・・・ 4
(3) 無償化の方法・給付額	・・・ 4
(4) 複数の施設・事業との併用	・・・ 4
(5) 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証の交付	・・・ 5
3 無償化に係る請求手続（施設等利用費）	・・・ 6
(1) 提出書類	・・・ 6
(2) 手続きの流れ	・・・ 6
4 現況届（新2・3号認定のみ）	・・・ 7

1 令和8年度からの変更点

子育てのための施設等利用給付費の上限額の見直しが行われます。

令和8年10月より施設等利用費の給付上限額が下記の通り変更となる見込みです。

(令和8年4～9月は現行単価を維持)

給付単価	現行	➡	見直し後
認可外保育施設等(0歳～2歳)	42,000円	(+3,700円)	45,700円
認可外保育施設等(3歳～5歳)	37,000円	(+3,300円)	40,300円

令和8年10月以降の『特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書』については、上限額見直し後の価格で作成いただくようお願いいたします。

2 制度概要

(1) 対象者

無償化による給付を受けるための「施設等利用給付認定」を市から受けた子どものうち、保育の必要性がある子どもが対象となります。

【施設等利用給付認定】

認定区分	年齢※	要件
新1号認定	満3歳～5歳	新2号認定、新3号認定子ども以外の子ども
新2号認定	3歳～5歳	保育の必要性が認められる子ども
新3号認定	0歳～2歳	保育の必要性が認められ、かつ市民税非課税世帯の子ども

※ ここでいう年齢は、無償化による給付を受けようとする年度の4月1日の前日時点の年齢をいいます。また、「満3歳」とは、3歳になった日から最初の3月31日までにある子どものことをいいます。

注意！

新1号認定子どもについては、認可外保育施設等の無償化の対象外となります。

施設利用者が市から認定を受けていない場合や、市外に転出した場合、認定の事由がなくなった場合（退職した場合など）、有効期間が失効した場合は、無償化の対象外となります。また、月の途中で認定を受けた場合は、認定期間開始日からの施設利用料が無償化の対象となります。認定申請書類等の提出が遅れた場合、遡って認定することはできません。

なお、吹田市外に転出する場合、転出日の前日までで認定が終了となります。転出後も引き続き認定を希望する場合は、転出先の市町村でお手続きが必要となります。

(2) 無償化対象施設・事業

無償化の対象となる施設・事業は、施設等からの申請に基づき、以下の要件を満たすことを、市が「確認」したものに限られます。

施設・事業	要件
認可外保育施設 (ベビーシッター含む)	児童福祉法に基づく届け出をしており、内閣府令に定める基準を満たしていること
一時預かり事業	児童福祉法に定める基準を満たしていること
病児保育事業	内閣府令に定める基準を満たしていること
ファミリー・サポート・センター事業	

(3) 無償化の方法・給付額

【給付方法】

施設等利用給付認定保護者からの請求に基づいて、四半期ごとに市から施設等利用給付認定保護者に対し、支給します。

給付対象利用月	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
支給時期	9月末	12月末	3月末	6月末

【給付額】 **A** と **B** を比較して少ないほうの額を支給。

A 実際に施設に支払った**利用料**※

B 月額上限額※ 新2号認定＝月額37,000円 新3号認定＝月額42,000円

※ 無償化の対象となるのは利用料（保育料）のみです。

入園料や実費として徴収する通園送迎費、食材料費（給食費）、行事費などは、無償化の対象外です。利用料（保育料）に給食費が含まれている場合、給食費を除いた額が無償化の対象です。

※ 途中で市の町村間の転出入や入退園があった場合、日割りした金額で決定します。

※ 複数の施設・事業を併用した場合の月額上限額については（4）を参照してください。

(4) 複数の施設・事業との併用

複数の認可外保育施設等を利用する場合や、認可保育所と認可外保育施設等を併用した場合、併用する認可外保育施設等の利用料の無償化の取り扱いは以下のとおりとなります。

利用(在園)施設・事業	併用する認可外保育施設等の利用料の無償化の取り扱い
認可外保育施設 (ベビーシッター含む) 病児保育 一時預かり事業 ファミリー・サポ-	<p>無償化の対象</p> <p>【給付額】 A と B を比較して少ないほうの額</p> <p>A 同一月内に利用した複数の施設・事業の利用料を合算した額</p> <p>B 月額上限額 新2号認定＝37,000円 新3号認定＝42,000円</p>

ト・センター事業	
認可保育所 認定こども園（保育）	無償化の対象外
幼稚園 認定こども園（教育）	<p>利用(在園)している幼稚園・認定こども園（教育）が預かり保育を実施していない、または預かり保育の提供が<u>十分な水準でない</u>※場合に限り、無償化の対象</p> <p>【給付額】AとBを比較して少ないほうの額</p> <p>A 実際に支払った利用料</p> <p>B 預かり保育利用料の無償化上限額11,300円（新3号認定は16,300円）から<u>利用(在園)している幼稚園・認定こども園（教育）の預かり保育料の無償化分を差し引いた額</u></p>

※ 十分な水準とは、①教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上 ②年間開所日数200日以上（平日・長期休業中・休日の合計）の両方の要件を満たしていることをいいます。

(5) 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証の交付

特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた認可外保育施設等は、運営基準により、施設等利用給付認定保護者に対して、無償化に係る手続きをする際に必要となる「特定子ども・子育て支援提供証明書」及び「領収証」を交付することとなっています。

交付にあたっては、吹田市で設定する様式（**特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証**）を使用し、3か月ごとに書類を作成してください。

注意！

領収金額を記載する際には、無償化の対象となる利用料の額と、無償化の対象とならないその他の費用（行事参加費、通園送迎費等）とを区分して記載してください。（利用料に給食費が含まれている場合も利用料と給食費を分けて記載してください。）

3 無償化に係る請求手続（施設等利用費）

(1) 提出書類

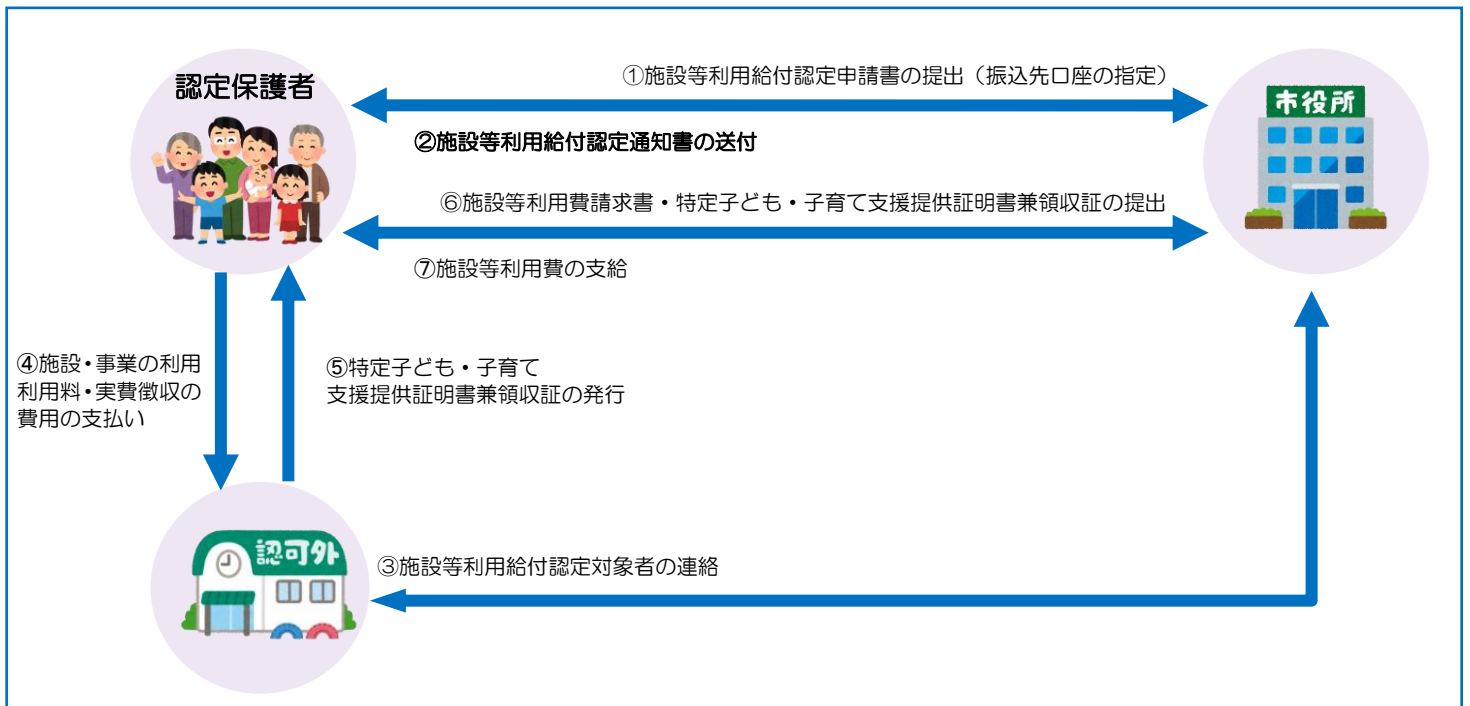
1 施設等利用費請求書

2 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証

※ 1 及び 2 の書類については、市から施設等利用給付認定保護者に郵送しています。また、市ホームページから様式をダウンロードすることもできます。

※ 2 の書類は、利用施設、利用月ごとに作成したものが必要になります。

(2) 手続の流れ



無償化の手続きにあたっては、施設等利用者（保護者）が直接、市に対して書類を提出することとなっていますが、保護者の負担軽減、サービスの提供状況の把握にもつながるため、できる限り施設で書類をとりまとめて、市に提出していただきますようお願いいたします。

【令和8年度 処理スケジュール】

請求対象利用期間	提出書類受付期間	支給時期（予定）
令和8年4月～6月分	令和8年7月1日（水）～7月17日（金）	令和8年9月末
令和8年7月～9月分	令和8年10月1日（木）～10月16日（金）	令和8年12月末
令和8年10月～12月分	令和9年1月4日（月）～1月22日（金）	令和9年3月末
令和9年1月～3月分	令和9年3月15日（月）～4月16日（金）	令和9年6月末

4 現況届（新2・3号認定のみ）

施設等利用給付認定（新2・3号認定）を受けた後、引き続き施設等利用費の支給を受ける場合には、各家庭での現在の状況を確認するための書類を、認定保護者から吹田市に提出していただく必要があります。

年に1回、吹田市から認定保護者の方に、施設等利用給付認定の継続に関する「現況届」を送付しますので、保護者全員分の「保育が必要な事由を証明する書類」を添えて、期限まで吹田市まで提出してください。

提出書類に記載の内容が事実と異なる場合や「保育を必要とする事由」に該当すると認められない場合は、認定取消となり、施設等利用費を遡って返還していただく場合があります。また、期限までに現況届の提出がない場合は、請求書が提出されていても、施設等利用費の支給ができません。